

D 4 - 5

5年保存(常)
令和8年12月31日まで

FN. D 4 - 4 - 0

鹿免管第14号

令和3年1月8日

各部長
各参事官 殿
各所属長

本 部 長

担当	講習指導係	TEL	■
----	-------	-----	---

運転免許証の更新を受けようとする者、特定失効者又は特定取消処分者に対する講習等の実施要綱の制定について(通達)

道路交通法(昭和35年法律第105号以下「法」という。)第108条の2第1項第11号に規定する運転免許証の更新を受けようとする者又は特定失効者に対する講習については、「運転免許証の更新を受けようとする者又は特定失効者に対する講習の実施要綱の制定について(通達)」(令和2年3月6日付け鹿免管第272号。以下「旧通達」という。)により運用しているところであるが、このたび、講習の実施方法等について一部見直しを行い、別添のとおり「運転免許証の更新を受けようとする者、特定失効者又は特定取消処分者に対する講習等の実施要綱」を改正したので、事務処理に誤りのないようになされたい。

なお、この通達は令和3年1月8日から施行し、旧通達は令和3年1月7日限り廃止する。

別添

運転免許証の更新を受けようとする者、特定失効者又は特定取消処分者に対する講習等の実施要綱

第1 目的

この要綱は、運転免許証の更新を受けようとする者、特定失効者又は特定取消処分者に対する講習等の実施に関する規則（昭和47年鹿児島県公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）等の規定に基づき、運転免許証の更新を受けようとする者（以下「更新申請者」という。）、特定失効者（免許証の有効期間の更新を受けなかった者で、その者の免許証の効力が失われた日から起算して6月及びやむを得ず更新できなかった場合（海外旅行、災害、病気等の理由のため、その期間内に運転免許試験を受けることのできなかった者については、当該事情がやんだ日から起算して1月）は3年を経過しないものをいう。以下同じ。）又は特定取消処分者（一定の病気に該当すること等を理由として免許を取り消された者で免許を取り消された日から3年以内のものをいう。以下同じ。）に対する講習（以下「講習」という。）の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2 講習の委託等

1 委託の基準

規則第8条第1項に規定する、鹿児島県公安委員会が（以下「公安委員会」という。）講習の委託を行う機関又は団体（以下「受託者」という。）は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第38条の3に規定する基準に適合する者とする。

2 委託契約

規則第8条の規定に基づき講習の委託を行う場合は、次の内容等により公安委員会と受託者の間で契約を行うものとし、交通部免許管理課長（以下「免許管理課長」という。）は、規則第10条の規定により、受託者において十分な講習水準が維持され、講習が適正に行われるよう、指導監督に当たるものとする。

(1) 契約内容

講習の委託契約は、規則第2条に規定する講習の内容、規則第3条に規定する講習の方法等、規則に定める委託契約に必要な事項のほか、おおむね次の事項を内容とする契約を行うものとする。

ア 講習の実施に関しては、公安委員会の指導監督に従って行わせること。

イ 講習指導員は、規則第6条に規定する講習指導員の要件を満たす者をもって充てるとともに、講習指導員に対し、随時必要な研修を受けさせること。

ウ 講習が委託講習の実施基準に従って行われないうときその他委託契約の条項に著しい違反があったときは、公安委員会は直ちに講習の委託契約を解除できること。

エ その他講習の適正な実施に必要な事項

(2) 講習用教材の整備

講習用の教材は、次のものを整備するものとする。

ア 府令第38条第11項第1号の表の第三欄に規定する「教本、視聴覚教材等必要な教材」として、最近の道路交通法令の内容を明示し、自動車等の安全な運転に必要な実践的な知識等を内容とする講習にふさわしい教本、地域の交通実態等を内容とする地方版資料及び危険予測、事故事例等に関する視聴覚教材を必要数整備すること。

イ 一般運転者講習(府令第38条第11項第1号の表の二の項に規定する講習をいう。以下同じ。)、違反運転者講習(同欄の三の項に規定する講習をいう。以下同じ。)及び初回更新者講習(同欄の四の項に規定する講習をいう。以下同じ。)においては、同表の第三欄にそれぞれ規定する「自動車等の運転について必要な適性に関する調査で筆記による検査」に用いる検査用紙を必要数整備すること。

3 講習施設

講習施設は、鹿児島県交通安全教育センター等、免許管理課長の管理に係る施設のほか、警察署、幹部派出所等、学科講習、視聴覚講習及び技能講習のそれぞれの講習を行うのに適した機材等の備わったものとする。

4 講習指導員等

(1) 講習指導員は、規則第6条に規定する講習指導員の要件を満たす者で、受託者が適任と認めるものを講習指導員に選任するものとする。

(2) 講習指導員の欠員等

病气療養等、やむを得ない事情により講習指導員が欠け、これを補う必要があるとき、受託者は速やかに講習体制を確保するとともに、講習日程、体制等について免許管理課長と協議すること。

第3 講習区分、受講手続等

1 講習の実施区分及び受講対象者(高齢者講習受講対象者を除く。)

(1) 優良運転者講習(府令第38条第11項第1号の表の一の項に規定する講習をいう。以下同じ。)

法第92条の2の規定による更新日等(以下同じ)までに継続して免許(仮免許を除く。)を受けている期間が5年以上である者で、次に掲げる区分に応じ、それぞれの区分に定める期間において、違反行為(法若しくは法に基づく命令の規定又は法の規定に基づく処分に違反する行為で、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号。以下「政令」という。)別表第2の1の表の上欄に掲げるものをいう。)又は政令別表第4若しくは別表第5に掲げる行為(以下「違反行為等」という。)をしなかったもの

ア 法第101条第6項の規定により免許証の更新を受けた者

更新前の免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日(以下「特定誕生日」という。)の40日前の日前5年間

イ 法第101条の2第4項の規定により免許証の更新を受けた者

同条第3項の規定による適性検査を受けた日前5年間(特定誕生日の40日前の日以降であるときは、特定誕生日の40日前の日前5年間)

ウ 政令第33条の6の2の各号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者(その免許がその結果法第105条の規定により効力を失った日から起算して6月(当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けなかった者にあつては、当該効力を失った日から起算して3年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して1月)を経過しない者に限る。)

で、法第92条第1項の規定により免許証の交付を受けたもの

更新を受けることができなかった免許証を更新前の免許証とした場合における特定誕生日の40日前の日前5年間及び同日から交付を受けた免許証に係る適性試験を受けた日の前日までの間

エ 法第97条の2第1項第5号に規定する特定取消処分者で、取り消された免許

に係る免許証を更新前の免許証とした場合における特定誕生日の40日前の日の翌日以後に再取得に係る適性試験を受け、その後、免許証の交付を受けたもの
取り消された免許に係る免許証を更新前の免許証とした場合における特定誕生日の40日前の日前5年間及び同日から交付を受けた免許証に係る適性試験を受けた日の前日までの間

オ 特定取消処分者で、取り消された免許に係る免許証を更新前の免許証とした場合における特定誕生日の40日前の日以前に再取得に係る適性試験を受け、その後、免許証の交付を受けたもの
交付を受けた免許証に係る適性試験を受けた日前5年間

(2) 一般運転者講習

ア 更新日等までに継続して免許（仮免許を除く。）を受けている期間が5年以上である者で、(1)のアからオまでに掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる区分に定める期間において、軽微違反行為（法第102条の2に規定する軽微違反行為をいう。以下同じ。）1回のほか違反行為等をしたことがないもの（当該軽微違反行為をし、よって交通事故を起こした場合にあっては、当該交通事故が建造物以外の物の損壊のみに係るものであり、かつ、法第72条第1項前段の規定に違反していないときに限る。以下同じ。）

イ 特別特定失効者で、一般運転者講習の受講を申し出たもの

ウ 特別特定失効者として受けた免許に係る免許証の有効期間の更新を受けようとする者であって、当該有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の40日前の日前5年間において、違反行為等をしたことがないもの又は軽微違反行為1回のほか違反行為等をしたことがないもので、一般運転者講習の受講を申し出たもの

(3) 違反運転者講習

(1)のアからオまでに掲げる者で、それぞれに掲げる区分に定める期間又は特定失効者（(1)のウの者を除く。）で、失効した免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の40日前の日前5年間において、違反行為等をしたことがあるもの（軽微違反行為1回のほか違反行為等をしたことがない場合を除く。）

(4) 初回更新者講習

更新日等までに継続して免許（仮免許を除く。）を受けている期間が5年未満である者（(2)のウの者を除く。）で、(1)のアからオまでに掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる区分に定める期間又は特定失効者（(1)のウ及び(2)のイに該当する者を除く。）で、失効した免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の40日前の日前5年間において、違反行為等をしたことがないもの又は軽微違反行為1回のほか違反行為等をしたことがないもの

2 受講場所等

(1) 受講場所

鹿児島県交通安全教育センター、警察署その他の警察施設又は公民館等の講習に適した環境の施設とする。

なお、鹿児島県に居住地のある者で、法第101条の2の2の規定により、更新申請書の提出を他の都道府県公安委員会（以下「経由地公安委員会」という。）を経由して行う者（以下「経由申請者」という。）で、経由地公安委員会の行う講習を受講しようとするものについては、経由地公安委員会が定めた場所とする。

(2) 受講期間等

ア 受講期間

(ア) 更新申請者

更新申請書の提出日（経由申請者にあつては、経由地公安委員会に更新申請書を提出した日）から更新免許証の交付日までの間とする。

(イ) 特定失効者及び特定取消処分者

免許申請書の提出日前1年以内の間に受けた者であること。

なお、免許申請書を提出した日に講習を受けることは差し支えない。

イ 受講日

受講日を指定する場合は、実情により更新申請書の提出日又は更新免許証の交付日のいずれかを受講日としてもよいが、受講者の利便を考慮し、指定日以外であっても、できる限り受講期間内の随時の日に受講できるようにするとともに、特別学級の編成にも配慮すること。

(3) 受講申請受理時における留意事項

ア 特定失効者及び特定取消処分者に対する取扱い

特定失効者及び特定取消処分者から問合せ等があつた場合には、次の事項に留意し、誤りのないように対応すること。

(ア) 講習又は高齢者講習の受講区分は、法第89条第1項の規定により免許申請書を提出した日における年齢により判断されること。

(イ) 講習の受講は、免許申請書を提出した日前1年以内とされていること。

イ 特定任意講習受講者に対する取扱い

次に掲げる者にあつては、改めて講習を受けることを要しないことから、特定任意講習の受講日や生年月日を確認するなど、誤りのないように対応すること。

(ア) 更新期間が満了する日における年齢が70歳未満の者で、更新申請書を提出する日前6月以内に特定任意講習を受講しているもの

(イ) 免許申請書を提出する日における年齢が70歳未満の者で、同日前1年以内に特定任意講習を受講している特定失効者

(ウ) 免許申請書に提出する日における年齢が70歳未満の者で、同日前1年以内に特定任意講習を受講している特定取消処分者

3 講習の実施

(1) 講習実施方法

定時集合方式で実施する。

ただし、車椅子利用者、身体障害者、怪我、妊娠等により講習会場に入ることが困難で、本人が希望した場合は、講習状況を講習会場後方からビデオ撮影し、別室でライブ視聴するライブリモート方式による講習実施を単独でも認めることとするが、その際は、受講状況を適宜確認するなど講習の実効性を確保すること。

なお、講習を実施する際には、視聴覚教材等を積極的に活用するなどして講習効果が上がるよう努めるとともに、高齢者学級等の特別学級を編成する場合には、受講者の態様に応じた内容の講習となるよう留意すること。

(2) 講習指導案

講習は、更新時講習の講習科目及び時間割り等に関する細目（別表第1）その1「優良運転者講習」、その2「一般運転者講習」、その3「優良運転者講習と一般運転者講習の合同講習」、その4「違反運転者講習（違反運転者講習と初回更新者講習の合同講習）」及びその5「初回更新者講習」に基づき講習指導案を作成するが、

高齢者学級を行う場合は高齢者グループカリキュラム（別表第2）に基づき、自動車等の実車による運転技能指導を行う場合は技能講習カリキュラム（別表第3）に基づき、講習指導案を作成すること。

(3) 受講学級の編成等

ア 受講学級の編成

各区分の講習は、原則として個別の受講学級を対象に実施するものとするが、講習指導員の体制及び講習を行う施設等の実情を考慮し、当分の間、優良運転者講習及び一般運転者講習並びに違反運転者講習及び初回更新者講習は、それぞれ合同受講学級を編成して行うことができるものとする。

イ 講習指導員の配置

各区分の講習については、1学級につき指導員1人を配置し、又は、編成人数に応じて補助者を配置（優良運転者講習を個別に受講学級編成をして行う場合を除く。）するものとする。

ウ 合同講習を行うに当たっての留意事項

(ア) 優良運転者講習と一般運転者講習の合同講習

- a 原則として合同講習は、一般運転者講習の前半部分（30分間）で行うこと。
- b 講習室は、優良運転者講習を受講する者（以下「優良運転者」という。）と一般運転者講習を受講する者（以下「一般運転者」という。）との座席を区分して講習を行うなど、合同講習の終了後に優良運転者が円滑に講習室から退室できるよう配慮すること。
- c 受講者数、講習室の構造等から、優良運転者が受講終了後に講習室から退室するのに長時間を要する場合は、この時間を休憩時間として扱うなど、一般運転者の講習時間が確実に60分確保されるよう実施すること。

(イ) 違反運転者講習と初回更新者講習の合同講習

違反運転者講習と初回更新者講習の合同講習は、違反運転者に対する講習科目に基づき行うこととするが、運転経験の浅い運転者による交通違反や交通事故の特徴等の説明を適宜講習内容に取り入れるなど、初回更新者の参加意欲の向上に配慮すること。

エ 特別学級の編成に当たっての留意事項

(ア) 編成率の向上

各講習については、高齢者、若者、二輪車等受講者の態様に応じた特別学級の編成に努めることとするが、特に違反運転者講習についての特別学級の編成を一層推進し、特別学級の編成率を高めること。

(イ) 編成の重点

特別学級の編成は、高齢者学級を重点に進めること。

また、初回更新者講習においては、二輪車学級の編成を重点に進めること。

(ウ) 高齢者学級の対象者

受講対象者の年齢は、65歳以上70歳未満とする。

(エ) 初回更新者講習における二輪車学級の実施方法

初回更新者講習における二輪車学級を実施する場合は、自動二輪車の二人乗りに関する内容を取り入れて実施すること。

(オ) 講習効果の向上

特別学級においては、教本や視聴覚教材等を効果的に活用するほか、受講対

象者の交通事故実態や運転特性等について重点的に取り上げるなどして、講習効果が高まるよう創意工夫するものとする。

(4) 講習の教本等

ア 教本

講習において使用する教本は、別紙の内容について、正確にまとめられたものを使用するものとし、教本の冊数については、原則として1冊とすること。

また、規格については、講習終了後も持ち帰って、自宅、自動車等に保管し、いつでも確認できるよう、分かりやすく、使い勝手の良いものとする。

イ 地方版資料

(ア) 内容

次の内容を盛り込んだものを作成し、教本と併せた効果的な講習を実施するものとする。

- ・ 地域における道路交通の現状と交通事故の実態
- ・ 車が故障した場合の措置
- ・ 故障の場合の連絡先等
- ・ 交通事故相談所一覧表
- ・ 各種運転免許関係手続案内

(更新、失効、再交付、記載事項変更届出等の各種免許関係手続を行う際の申請日時場所、必要な書類等を教示するもの)

- ・ その他地域の交通実情に応じた内容

(イ) 作成上の留意事項

資料を作成する際には、受講者に交通事故を身近なものとして捉えさせ、安全運転意識を高揚させるような内容とするよう配慮すること。その際、特に次の点に留意するものとする。

- ・ 警察署ごとの事故多発地点・区間を示し、当該地点・区間において多く見られる事故の形態とそれを防ぐための安全運転のポイントを解説するなど、地域の実情に応じた情報を含んだものとする。
- ・ 道路交通の現状と交通事故の実態については、全国の交通事故の発生状況を併せて掲載するなど、各都道府県の状況を客観的に把握できるよう工夫すること。

ウ 視聴覚器材

受講場所、学級編成、受講対象者等を考慮し、プロジェクタ等の投影器材に加え、又はこれらに代えてテレビ、DVDプレーヤー等適切な視聴覚器材を備え付けること。

エ 二輪免許取得者講習用資料

初回更新者講習の機会を捉えて、大型二輪免許又は普通二輪免許を受けている者に対し、自動二輪車の二人乗りを安全に行うために必要な事項等を記載したパンフレット等の配布を行うこと。

4 運転適性、技能についての診断と指導の留意事項

運転適性、技能についての診断と指導は、一般運転者講習、違反運転者講習及び初回更新者講習において実施することとなるが、その留意事項は次のとおりである。

(1) 検査用紙使用による診断と指導

運転適性診断と指導（検査用紙使用）は、運転者の運転行動に関する意識及び態

度を測定するために有効である簡易な設問（二者択一式，30問程度）及びその回答に基づく指導内容が記載された検査用紙を用いて行い，これにより運転者の運転行動に関する意識及び態度を測定し，その結果に基づいて安全運転に必要な指導助言を与えるものとする。

なお，高齢者学級においては，これに代えて，加齢に伴い低下する記憶力・判断力を測定するために有効である簡易な検査及びその結果に基づく指導内容が記載された検査用紙を用いて行い，これにより記憶力・判断力を測定し，その結果に基づいて安全運転に必要な指導助言を与えることができる。

(2) 器材使用による診断と指導

ア 運転適性診断と指導（検査機器使用），安全運転態度の診断と指導又は運転技能の診断と指導において使用する器材は，次のとおりとし，これを単独で又は組み合わせるなどして参加・体験・実践型の講習となるよう工夫するものとする。

- ・ 視覚刺激反応検査器材
- ・ 動体視力検査器
- ・ 夜間視力検査器
- ・ 診断用模擬運転装置
- ・ 運転シミュレーター
- ・ 自動車等

イ 器材使用による診断と指導に当たっては，受講者の人数と講習時間に応じた適切な器材を選択して実施し，その診断結果に基づいて個別的に安全運転の指導を行うものとする。

(3) 運転技能指導の受講

ア 対象者

更新申請者，特定失効者又は特定取消処分者のうち，違反運転者講習又は初回更新者講習の対象者で，警察署及び幹部派出所以外の免許管理課の管理に係る施設において講習の受講申請の手続を行った次の者を対象に実施するものとする。

(ア) 普通自動車を運転することのできる運転免許を取得している者でオートマチック車による運転技能指導の受講を希望するもの

(イ) 自動二輪免許又は原付免許の取得者で運転技能指導の受講を希望するもの

イ 受講場所

免許管理課の管理に係る施設で免許管理課長が別途指定する場所

ウ 運転技能指導に当たっての留意事項

受託者は，運転技能指導について，3の(2)のとおり技能講習カリキュラム（別表第3）に基づき行うものとするが，その指導に当たっては，確実に講習時間を確保するとともに，待ち時間の活用にも配慮するものとする。

第4 講習の終了証明

講習の終了証明は，原則として受講者に対する免許証の交付をもって代えるものとする。

なお，経由申請者に対する講習の終了証明については，更新時講習済通知書（別記第1号様式）を発行するものとする。

また，特定失効者又は特定取消処分者であって免許証を当日に交付できない場合にあっては，講習受講済確認カード（別記第2号様式）を発行するものとする。

第5 指導監督に必要な情報の提供

講習は、免許管理課長の指導監督の下、委託契約により行う業務であるが、交通安全教育センターのほか、警察署又は幹部派出所において講習が実施されている実情を踏まえ、講習場所の警察署長は、免許管理課長に対し、必要に応じその実施状況等の指導監督に必要な情報の提供を行うものとする。

別紙

1 最近における道路交通法令の改正の概要

最近5年間程度の主要な道路交通法令の改正の趣旨，施行の時期，改正の内容等について，図表等を用いて解説すること。

2 最新の車両技術の活用方法・使用時の注意事項

先進安全自動車（ASV），自動運転車，カーナビゲーション装置，ノンストップ自動料金支払いシステム（ETC），電気自動車・ハイブリッド自動車，横滑り防止装置等の最新の車両技術について，イラスト等を用いて解説すること。その際，それらの車両技術の仕組みを踏まえた運転時の注意事項についても言及すること。

3 交通公害，地球温暖化の防止等

交通公害，地球温暖化の防止等について，「エコドライブ10のすすめ」（令和2年1月エコドライブ普及連絡会策定）の内容を中心に解説すること。

4 危険予測

(1) 危険予測の心構え

駐車車両や障害物の陰から人が突然出てきても，安全な措置が執れるよう，「かもしれない」運転を心掛けること，慣れによる慎重さや緊張感の鈍化による「だろう」運転を回避すること，道路環境の変化に合わせて意識を切り替えること等の重要性について解説すること。

(2) 危険予測の方法

視覚や聴覚を用いて，絶えず運転に必要な情報を捉えること，ちょっとした手掛かりを元に人や自動車等の存在を察知すること，他の自動車等の運転者や歩行者等が，次にどのような行動をするかをその者の目の動きや身体の動きによって察知すること等の重要性について解説すること。

(3) 死角

自らの車両によって生じる死角，駐停車車両によって生じる死角，交差点における死角，カーブにおける死角等についてイラスト等を用いて解説すること。その際，死角によって生じる危険を回避するための方法についても言及すること。

5 年齢に応じた運転特性

(1) 高齢運転者の一般的特性

高齢運転者の事故傾向，事故原因及び運転特性について，周囲の運転者が配慮すべき点も含めて解説すること。その際，高齢運転者が運転する上での留意点についても言及すること。

(2) 視力と加齢

運転に必要な情報の大半を依存する視力（①静止視力と動体視力，②視野，③明度の差，④順応と眩惑）について，イラスト等を用いて解説すること。その際，加齢との関係についても言及すること。

(3) 反応と加齢

加齢に伴って反応速度が遅くなったり，動作の正確さが低下したりすることについて，データ等を用いて解説すること。

(4) 若年運転者の一般的特性

若年運転者の事故傾向，事故原因及び運転特性について解説すること。その際，若年運転者が安全運転する上での留意点についても言及すること。

6 飲酒運転の根絶

飲酒運転による事故傾向，飲酒運転の危険性及び罰則，飲酒運転をさせない取組み等について解説すること。その際，飲酒運転による事故の悲惨さについても言及すること。

7 事故時の対応と応急救護処置

財団法人日本救急医療財団が主催する心肺蘇生法委員会策定の「救急蘇生法の指針(市民用)」に基づいた応急救護処置及び一次救命処置の方法について，イラスト等を用いて解説すること。その際，事故時の対応についても解説すること。

8 交通反則通告制度，放置違反金制度，点数制度及び講習制度

交通反則通告制度，放置違反金制度，点数制度及び講習制度（初心運転者講習，違反者講習，停止処分者講習，取消処分者講習，更新時講習及び高齢者講習）について，図表等を用いて解説すること。

9 被害者等の手記

交通事故がもたらす社会的影響，運転者の社会的責任について再確認させ，安全運転意識の向上に資するような内容の被害者又は被害者遺族の手記を掲載すること。

10 「交通の方法に関する教則」

「交通の方法に関する教則」（昭和53年国家公安委員会告示第3号）（第2章及び第3章を除く。）の内容を，必要に応じてイラスト等を用いて記載すること。

11 その他

(1) 運転状況メモ欄

受講者が自らの運転状況について振り返る際に役に立つような，ヒヤリ・ハット体験，違反・事故等を記録することができるメモ欄を設けること。

(2) 「安全運転5則」

次の「安全運転5則」を記載すること。

- 安全速度を必ず守る。
- カーブの手前でスピードを落とす。
- 交差点では必ず安全を確かめる。
- 一時停止で横断歩行者の安全を守る。
- 飲酒運転は絶対にしない。

別表第1（第3の3(2)関係） 更新時講習の講習科目及び時間割り等に関する細目
その1 優良運転者講習

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要・日程の説明 受講者の心得の説明			10分
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	講義 教本、視聴覚教材等	○ 管内の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、事故事例と併せて説明する。	
2 運転者の心構えと義務	(1) 無事故無違反の奨励 (2) シートベルト、ヘルメットの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置		○ 今後における無事故・無違反、安全運転を奨励する。 ○ シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性和効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	10分
3 安全運転の知識	最近において改正が行われた道路交通法令の知識		○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。	10分
講習時間合計				30分

その2 一般運転者講習

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要・日程の説明 受講者の心得の説明			10分
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	講義 教本、視聴覚教材等	○ 管内の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、事故事例と併せて説明する。	
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメットの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置		○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	10分
3 安全運転の知識	(1) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (2) 危険予測と回避方法等		○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。	20分
4 運転適性についての診断と指導	(1) 運転適性診断と指導 (2) まとめ	講義 運転適性検査用紙等	○ 安全運転自己診断等により適性検査を実施し、自らの運転特性を客観評価して自覚させ、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 診断結果に基づくタイプ別の具体的な安全運転のコツを指導し、安全運転態度を実行するための動機付けを行う。	20分
講習時間合計				60分

その3 優良運転者講習と一般運転者講習の合同講習

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要・日程の説明 受講者の心得の説明			10分
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	講義 教本、視聴覚教材等	○ 管内の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、事故事例と併せて説明する。	
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメットの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置		○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	10分
3 安全運転の知識①	(1) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識		○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。	10分
	前半講習のまとめ		○ 前半の講習終了とし、終了する優良運転者に対しては、次回も優良運転者で更新できるよう安全運転者としての誇りを持つことと、優良運転者であってもわずかな心の油断が事故に結びつくことを簡単に説明して終了する。	
4 安全運転の知識②	(1) 危険予測と回避方法等	講義 教本、視聴覚教材等	○ DVD等の視聴覚教材を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的な危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。	10分
5 運転適性についての診断と指導	(1) 運転適性診断と指導 (2) まとめ	講義 運転適性検査用紙等	○ 安全運転自己診断等により適性検査を実施し、自らの運転特性を客観評価して自覚させ、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 診断結果に基づくタイプ別の具体的な安全運転のコツを指導し、安全運転態度を実行するための動機付けを行う。	20分
講習時間合計				60分

その4 違反運転者講習（違反運転者講習と初回更新者講習の合同講習）

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要・日程の説明 受講者の心得の説明			10分
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	講義 教本、視聴覚教材等	○ 管内の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、事故事例と併せて説明する。	
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメットの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置		○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	10分
3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測と回避方法等		○ 受講対象に応じ、DVD等の視聴覚教材を活用し、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。 ○ 身近な事故事例の説明を行い、それに基づく問題点、なぜ事故が起きたのか、どうすれば回避できたかなどについて、自ら考えさせ意見をさせ討論させる。	40分
4 運転適性、技能についての診断と指導	(1) 筆記による診断と指導 (2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導 (3) 安全運転態度の運転シミュレーター操作による診断と指導 (4) 実車による診断と指導	実技等 教本、運転適性検査器材、運転シミュレーター、自動車、視聴覚教材等	○ 安全運転自己診断等により実施し、自らの運転特性を自覚させ、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ CRTによる運転適性検査器を使用して、運転行動に必要な基本的動作機能を検査し、診断結果に基づいて安全指導する。 ○ 診断用模擬運転装置を使用して、危険予測を中心とした安全運転態度と運転個癖を検証し、診断結果に基づいて安全指導する。 ○ 指導員が同乗して実車を運転させ、運転個癖や運転技能を診断し、その結果に基づき安全指導する。	60分
講習時間合計				120分

※ 講習科目4の細目は、重点を絞り選択して実施すること。

その5 初回更新者講習

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間
	開講 講師の自己紹介 受講者点呼 講習概要・日程の説明 受講の心得の説明			10分
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	講義 教本・視聴覚教材等	○ 管内の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 地域における交通事故多発路線、時間帯等と運転経験の浅い運転者による交通事故類型、原因等について事例と併せて説明する。	
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメットの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置		○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	10分
3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測と回避方法等		○ 運転経験の浅い運転者向けのDVD等の視聴覚教材を活用し、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○ 最近において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。 ○ 運転経験の浅い運転者の特徴的な事故事例の説明を行い、それに基づく問題点、なぜ事故が起きたのか、どうすれば回避できたかなどについて、自ら考えさせ意見を出させ討論させる。	40分
4 運転適性、技能についての診断と指導	(1) 筆記による診断と指導 (2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導 (3) 安全運転態度の運転シミュレーター操作による診断と指導 (4) 実車による診断と指導	実技等 教本、運転適性検査器材、運転シミュレーター、自動車、視聴覚教材等	○ 安全運転自己診断等により実施し、自らの運転特性を自覚させ、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ CRTによる運転適性検査器を使用して、運転行動に必要な基本的動作機能を検査し、診断結果に基づいて安全指導する。 ○ 診断用模擬運転装置を使用して、危険予測を中心とした安全運転態度と運転個癖を検証し、診断結果に基づいて安全指導する。 ○ 指導員が同乗して実車を運転させ、運転個癖や運転技能を診断し、その結果に基づき安全指導する。	60分
講習時間合計				120分

※ 講習科目4の細目は、重点を絞り選択して実施すること。

別表第2（第3の3の(2)関係）

高 齢 者 グ ル ー プ カ リ キ ュ ラ ム

講 習 科 目	講 習 細 目	講 習 方 法	留 意 事 項	時 間
1 道路交通の 現状と交通事 故の実態	<ul style="list-style-type: none"> 地域における車 社会の実態 交通事故の特徴 	講義 教本、視 聴覚教材等	<ul style="list-style-type: none"> 管内の実態に応じて、交通事 故、渋滞、交通公害、違法駐 車、暴走行為等について重点的 に説明する。 管内における事故多発路線、 時間帯、事故類型、原因等につ いて事件事例と併せて説明す る。 	10分
2 運転者の心 構えと義務	<ul style="list-style-type: none"> 安全運転の心構 え シートベルト、 ヘルメットの着用 交通事故を起こ した加害者の責任 交通事故を起こ した運転者の義務 負傷者の救護措 置 		<ul style="list-style-type: none"> 運転者には、交通ルールを守 り、常に細心の注意を払って、 他人に危害を与えないよう、速 他度と方法で自動車を運転しな すことと義務があること を指導する。 特に体調の悪い時等の運転禁 止について強調して説明するこ と。 シートベルト、ヘルメットの 着用に関して、その必要性と効果 について事例等を用いて説明す ること。 交通事故を起こしたり違反行 為をした場合には、当然それ に相応する社会的な非難を受け、 刑事・民事・行政上の責任につ いて裁判例、点数制度等により 説明して認識させる。 警察官に対する報告義務と通 報要領及び事故の再発防止義務 について説明する。 救急車が到着するまでの間に おける負傷者への応急救護措置 等について説明する。 	10分
3 安全運転の 知識	<ul style="list-style-type: none"> 安全運転の基礎 知識 危険予測と回避 方法等 改正道交法等の 要点等 		<ul style="list-style-type: none"> DVD等の視聴覚教材を活用し、 安全運転の運転特性等について の理解を深めさせる。 DVD等の視聴覚教材を活用し、 <ul style="list-style-type: none"> 事件事例 速度と車間距離 追越し 交差点の通行 夜間走行 危険な場所の通行 高速道路の通行 二輪車の運転方法 等に関する具体的危険場面を示 して事故原因となる危険行為、 危険予測と回避方法等について 理解させる。 改正道路交通法令のうち、運 転者に必要な事項の要点を説明する。 	40分
4 運転適性に ついての診断 と指導	<ul style="list-style-type: none"> 安全運転自己診 断と指導 運転適性診断と 指導 	運転適性器 材による指 導 教本、運 転適性検査 器材等	<ul style="list-style-type: none"> 安全運転自己診断により実施 し、自らの運転特性を自覚さ せ、結果に基づいて安全運転の 心構えを指導する。 CRT運転適性検査器及び動 体視力・夜間視力計等を使用し て、運転行動に必要な基本的動 作機能を検査し、診断結果に基 づいて指導する。 	60分
講 習 合 計 時 間				120分

別表第3 (第3の3の(2)関係)

技能講習カリキュラム

1 学科講習(普通車, 二輪車コース共通)

講習科目	講習細目	留意事項	時間
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	○ 管内の実態に応じて, 交通事故, 渋滞, 交通公害, 違法駐車, 暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 管内における事故多発路線, 時間帯, 事故類型, 原因等について事故事例と併せて説明する。	10分
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト, ヘルメットの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置	○ 運転者には, 交通ルールを守り, 常に細心の注意を払って, 他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ 特に体調の悪い時等の運転禁止について強調して説明すること。 ○ シートベルト, ヘルメットの着用に関し, その必要性と効果について事例等を用いて説明すること。 ○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には, 当然それに相応する社会的な非難を受け, 刑事・民事・行政上の責任について裁判例, 点数制度等により説明して認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車が到着するまでの間における負傷者への応急救護措置等について説明する。	10分
3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識 (2) 危険予測と回避方法等 (3) 改正道交法等の要点等	○ DVD等の視聴覚教材を活用し, 安全運転の運転特性等についての理解を深めさせる。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用し, ・ 事故事例 ・ 速度と車間距離 ・ 追越し ・ 交差点の通行 ・ 夜間走行 ・ 危険な場所の通行 ・ 高速道路の通行 ・ 二輪車の運転方法 等に関する具体的危険場面を示して事故原因となる危険行為, 危険予測と回避方法等について理解させる。 ○ 改正道路交通法令のうち, 運転者に必要な事項の要点を説明する。	40分
講習合計時間			60分

2 技能講習(普通車コース)

講習科目	講習細目	留意事項	時間
1 運行前点検	(1) 点検要領	○ 点検項目(箇所)と要領について実車で指示説明	60分
2 発進要領	(1) エンジンの始動要領 (2) 発進(後退)要領	○ ハンドブレーキを引いた状態で ○ チェンジ・レバーの位置は、「N」又は「P」の状態 ○ ブレーキペダルを踏んだ状態で ○ ブレーキペダルを踏んだうえでチェンジレバーを操作 ○ チェンジレバーの確認	
3 走行要領	(1) 通常走行 (2) 応用走行 ア 方向転換及び縦列駐車 の要領 イ 坂道での走行要領 ウ 障害物側方の通過要領 エ 危険回避要領	○ 発進時の安全確認, カーブ手前での減速, 適正なハンドルの保持, アクセル及びブレーキの操作要領 ○ 進入路, 後方の安全確認を直接目で見て確認する習慣付け ○ 車両の停止位置の判断 ○ バック(ルーム)ミラーの活用要領 ○ A T車は, エンジンブレーキの効果が小さいことの体験 ○ チェンジレバーの位置は, 2 又はLが有効であることの体験 ○ 進路変更時の合図の要領(合図の時期) ○ 自己の意志による回避 ○ 指示(合図)による回避	
講習合計時間			60分

別記

第1号様式（第4関係）

更新時講習済通知書

住所

氏名

生年月日 年 月 日生

上記の者は 年 月 日，更新時講習（優良運転者講習）を
鹿児島県交通安全教育センターにおいて受講したので通知する。

年 月 日

受託者名

第2号様式 (第4関係)

講習受講済確認カード	
氏名	講習区分
_____	_____
生年月日	講習済印
_____年 月 日	_____

